

佐々木常和著『ドイツ共同決定の生成』

村 田 和 彦

一

西ドイツの企業体制を特徴づけるものの一つに、労資共同決定制度がある。しかもこの労資共同決定制度は、私見によれば、ただたんに西ドイツにのみ固有な問題をなすものではけっしてなくて、かえって企業体制の民主化ないし人間化について一般的に考える際に、等閑視することのゆるぎられない性格をもつ問題でもある。

さらに、このような意味で重要性をもつ西ドイツの今日の労資共同決定制度が、一体どのようにして生成し発展してきたのかという歴史的問題を解明することは、これまた、何人かによって取り組まれねばならない大変に重要な研究課題をなすものでもある。

さて、神戸学院大学経済学部教授、佐々木常和氏は、このたび(1989年4月)『ドイツ共同決定の生成』という著書を公刊された。本書は、その書名に示されているように、西ドイツの共同決定の生成と発展という重要な歴史的研究課題に、果敢に取り組まれた氏の長年にわたる研究成果を一冊の書物にまとめられたものである。ここに本書の公刊を心からお祝いするとともに、以下請われるままに、本書の紹介と書評をさせていただく次第である。

二

本書の課題は、西ドイツにおける共同決定の生成と発展を、(1)前世紀にまで

遡るとともに、(2)時代の内的課題との有機的關係において解明するところにある。

氏がこうした課題を設定するゆえんは、第1に、働く人間に共同決定権を与えようとする努力は、ドイツにおいては、前世紀に始まる工業化の過程における従属的労働からの解放運動とともに始まっていると解されるにもかかわらず、前世紀における共同決定の起源とその発展がこれまでほとんど明らかにされていないことである。第2に、共同決定の問題は、氏によれば、経営労働の全体的生活秩序の問題をなすものであり、したがってそこに埋れている精神的脈絡を理解することが不可欠となると解されるにもかかわらず、これまでこの問題は、著しく法律的問題としてのみ取り扱われてきていることである。

なお本書において氏が「共同決定」とよぶものを氏にしたがって明らかにするならば、それは、法律にもとづく特別な権利をなすものではなくて、「工業経営における労働者の協同形成のすべての形の中心概念」をなすものであり、「工場労働者の関与による新しい工業経営秩序をつくり上げる社会的ダイナミック要因」として把握されているものである。そこで氏においては、「共同決定の問題」とは、「社会的経営体制の問題」として、より具体的には、「企業者ないし雇用者と労働者との間の社会的格差の解消という問題」として把握されることとなる。

三

共同決定の生成に関する前世紀に遡る精神的解明という本書の課題を達成するために、氏は、三つの方向からの接近を試みる。すなわち、理念史、制度史、および立法史からの接近がそれである。そしてこうした接近方法と関連させて、本書は、3つの部分から構成されている。すなわち、第1部において、共同決定に関する理念・構想の萌芽が究明され、つづいて第2部において、実際の共同決定制度の生成と発展が究明され、そして第3部において、共同決定の立法化の歩みが究明されている。

以下、氏による研究成果の概要を紹介していくこととする。

氏は、共同決定の理念・構想の萌芽を、まず、1848年の3月革命以前のドイツにおける工業化の初期段階に現われた従属的労働者の問題に注目した一部の識者の社会改良的取り組みないし社会政策的提言のうちに見出す。これらの識者の提案は、工業生活の実際に直ちに作用することはなかったし、共同決定の理念としてはきわめて未熟なものではあったけれども、共同決定の理念史の舞台にまず登場したのは、3月革命以前の社会改革者たちであったことを、氏は強調する。（第1章）

つづいて氏は、後の労働運動に実際に影響を与え、今日の制度にも通じるような共同決定構想の萌芽を明らかにすることに努めるとともに、こうした構想の萌芽を、3月革命の段階において、渦中にあった従属的労働者の要求と、その解決をはかろうとした国民議会の努力の中にもとめる。なかんずく氏は、国民議会によって設置された委員会の一つである国民経済委員会の、さらに下位委員会として設置された「一般労働問題委員会」によって起草された工業条例草案のうち少数案として掲げられているものの中に見出される同権的工場委員会を、その構成と権限において、後の労働者委員会、そして今日の経営協議会の先駆をなすものとして把握する。もっともこの少数案は、国民経済委員会においても、また国民議会においても、ついに多くの賛成を得ることはなかったものである。（第2章）

以上の第1部につづいて、第2部において氏は、共同決定制度の生成と発展の過程の究明に努める。その結果として、氏は、まず、工業化以前の手工業や鉱山における共済制度に、従属的労働者の自助組織・自治組織の起源をもとめるとともに、こうした伝統の基礎の上に、マニュファクチュアラーや工場において、工業化の進展にとまらぬ労働者の窮乏化の進展の過程で、とくに1835年ごろに増大をみた共済制度、なかんずく共済金庫の労働者理事会のうちに、経営における労働者代表制度、したがってまた共同決定制度の萌芽を見出す。しかもこの経営共済金庫は、氏によれば、労働者の相互扶助、秩序統制、熟練労働

働者の確保、団体精神、共同体意識、道徳心の涵養等の包括的な機能を有する経営社会制度であった。(第3章)

ところが、ビスマルクによる一連の社会保険立法(1883年の疾病保険法・1884年の労災保険法・1889年の廃疾者一養老保険法)の制定を一つの契機として、包括的な経営社会政策的機能を有していた経営共済金庫理事会の機能に変化が生ずることとなる。すなわち、経営共済金庫理事会は、その機能の重点を、共済や保険業務の面から、かえって経営秩序の監督、争いの調停、仲介、社会的問題に対する経営意思形成等に移動させる。

こうした機能変化のうちに、氏は、共済金庫の管理機関としての共済金庫理事会に代って、しかもそれを基礎として、協議・調停機関としての労働者委員会が登場する必要性を見出す。このようにして、社会保険法の制定を一つの契機としてそれまであった共済金庫理事会から労働者委員会が自発的に登場することとなるのであるが、氏は、その背後に、当時の企業が置かれていた経済状況のもとでの労働運動自体の目的の変化と、それに対する企業の人事政策的課題の変化があったことに注意を払う。ここに労働運動自体の目的の変化として氏が把握するものは、社会保障から労働時間の短縮と賃金増額への変化である。これに対応して、賃金や労働条件、工場規制の決定・変更にあたって労働者の意見を何らかの形で取り入れることを通じて、企業に対する労働者の忠誠心を高めることこそが、人事政策的に重要な課題となってくるのである。このようにして協議・調停機関としての労働者委員会が企業者側からも自発的に設置されていくこととなる。しかもその数も、氏によれば、1880年代の終りには急速に増加をみている。

これを要するに、経営共済理事会のうちに芽ばえた労働者代表制度が、労働運動の目的と企業の人事政策的課題との間の緊張関係、ならびに社会保険立法の制定を契機として、労働者委員会という形で成長していくことを氏は強調するのである。

さらに氏は、このようにして成立をみた労働者委員会の具体的な形態をも明ら

かにすることに努める。その際氏は、労働者委員会の具体的形態は企業者の意向によって異なることに留意を払い、社会自由主義的労働者委員会、社会倫理的労働者委員会、および立憲工場制度の3類型に分けて考察を行っている。（第4章）

つづいて氏は、こうした労働者委員会に対して当時の人々がもっていた見解を、講壇社会主義者、カトリック教会、企業者、ならびに労働者にそれぞれ分けて明らかにすることを試みている。そして労働者委員会に対するさまざまな方向からの議論の高まりそのものが、労働者委員会の普及を推進させる結果をもたらしていること、さらに労働者委員会の成果についての報告がふえるにつれて、労働者委員会についての企業者と労働者の双方の意識が高まるとともに、その結果として、労働組合とは異なる、経営における労働者委員会の姿がかなり明確に認識されるようになっていくことを氏は指摘する。しかも労働組合とは異なる労働者委員会の姿として氏がこの場合に把握しているものは、「慈善や支配の具でも、また闘争や革命の具でもなく、経営内における協調的な制度としての姿」である。しかも氏によれば、「それは、労働者委員会の立法化を通して市民権を得てゆき、やがて経営協議会立法化への舞台を形成して行くのである。」ここに、われわれは、共同決定の歴史的分析に対する氏の固有の分析視点を見出しうる。（第5章）以上が第2部の概要である。

第3部においては、共同決定の立法化の歩みが明らかにされていく。そのため、まず労働者委員会の立法化の過程から、氏は究明していく。すなわち、まず第1に、1891年の工業条例改正において、労働者委員会の任意的設置の規定がもり込まれていく過程が明らかにされる。（第6章）つづいて第2に、プロイセン鉱業法改正との関連において、労働者委員会の立法化の過程が明らかにされる。すなわち、1892年の鉱業法改正にともなう労働者委員会の任意的設立の規定の導入過程、1905年の鉱業法改正にともなう労働者委員会の強制設立規定の導入過程、そして1909年の鉱業法改正にともなう安全委員制度の立法化の過程が、これらの過程に影響を与えた出来事、ならびに関係集団ないし関係

者の関与状況とともに究明されていく。(第7章)

ところで、鉱業以外の領域においては、1916年の祖国補助勤務法によって、はじめて、50人以上の従業員を雇用するすべての経営に対して、労働者・職員委員会を設置することが義務づけられた。氏によれば、この祖国補助勤務法は、企業者に家長主義的観点の変更をせまるものである。氏は、この法律をもって、労働者委員会制度は一応完成をみたと解する。というのは、この法律にもとづいて、労働者委員会は、経営制度、賃金その他の労働条件、さらに福祉制度に関連する労働者の提案・苦情・希望を企業者に知らせるとともに、それについて意見を述べるができるからである。

ところが2年後の1918年にはいわゆる11月革命が勃発し、いたる所で革命的労兵協議会が結成をみることとなる。氏によれば、1918年・1919年は、この革命協議会と従来から存在していた労働者委員会・労働組合との間の争いの年であった。これに対して、労働者委員会制度に反対の態度をとってきた企業者達は、社会化の難をのがれるために、若干の権利を放棄して、労働者委員会・労働組合と手を組むこととなる。

1918年12月にベルリンにおいて開催された第1回全国労兵協議会大会では、結局反革命派が勝利を手中におさめて、議会主義的方向が選択される。これに対して革命勢力はストライキ運動をつづけて、政府をして譲歩せしめて、経済的領域において、労働者協議会を法律上の制度とすることを約束させる。

1919年4月にベルリンで開催された第2回全国労兵協議会大会は、この経済民主化の問題の検討に向けられた。しかし、こうした方向に対して、今度は労働組合の側が反発し、その結果、1919年8月には、労働組合の側の要求をも入れて、ワイマール憲法が制定をみる。そして1920年2月には、革命勢力と企業者陣営の両極からの反対はあったけれども、ワイマール憲法165条の規定にそった経営協議会法が、多方面の諸要求の妥協の上に成立することとなった。

氏の見解にしたがうならば、この経営協議会法は、労働者委員会思考との連続性の上に、革命的協議会思考をくつがえして成立をみたものである。しかも

氏によれば、革命的協議会運動があったからこそ経営協議会が残ったことも見落されてはならない事実である。この経営協議会法の成立によって、帝政期の家長主義的労使関係が民主化されることとなる。このことは、氏によれば、革命闘争を経て、ここに一定の社会的経営改革が実現をみたことを意味している。こうした経営改革については、確かに急進的労働者の反対はあったけれども、しかしこれは労働者の長い間の願望であったと氏は解している。（第8章）

以上が本書の概要である。これを要するに、ドイツにおける工業化の開始以後、とくに1848年の3月革命から、1918年の11月革命を経て、ワイマール憲法さらに経営協議会法が成立をみるまでの約70年間は、氏によれば、概して企業者の一方的支配の時代であったといわれうるのであるが、しかしその中で、他方では労働者の従属の状態あるいは客体的立場、さらには労働者と企業者間の社会的格差を改善しようとする努力が、一部識者、労働者自身、一部の企業者、政府等によって、個々の企業自体、さらにはドイツ全体の置かれている政治的、経済的情况に規定されながらも展開されていたのである。しかもこれらの努力によって、なかならず労働者と企業者の力と力のダイナミックなぶつかり合いが推進力となって、経営共済金庫理事会にはじまり、労働者委員会を経て、経営協議会へと至る経営的労働者代表制度、したがってまた共同決定が生成し発展をみたと解するものが氏なのである。

四

本書の特色は、何よりもまず第1に、著者自身が自認しているように、ドイツの共同決定の生成と発展の歴史を、前世紀にまでさかのぼるとともに、しかもそれを精神的脈絡あるいは時代の内的課題との有機的関連において究明しようとしているところにもとめられる。そのために氏は、前世紀から1920年に経営協議会法が制定をみるまでの期間に限定して、多数の歴史的文献の渉猟を試みることを通して、共同決定の構想、制度化、および立法化に重要な影響を与えたいろいろの関係者の見解と、企業を取りまく諸情況の解明に努めている。

読者は、本書を通して、共同決定の構想、制度化、および立法化の展開に、さまざまな形で係った人々の見解を一望のもとに知ることができる。

本書の第2の特色は、これまた著者の自認するごとく、トイテベルクの著書(H. J. Teuteberg; *Geschichte der industriellen Mitbestimmung in Deutschland*, Tübingen 1961)との対比において、超経営的共同決定の問題を研究の外に置くとともに、共同決定の歴史的研究を祖国補助勤務法で終らせないで、経営協議会法まで取り上げていることである。しかもこうした取り扱い、氏が、労働者委員会と経営協議会との間に、断絶ではなくてかえって連続性を見い出しているところに由来している。

本書の第3の特色は、第2の特色と密接にかかわるのであるが、共同決定の生成と発展の歴史が、経営を超えた産業の領域における被用者の利益代表機関として機能する労働組合とは異なって、こうした労働組合を前提として、経営を舞台として、しかも、企業者の慈善や支配の道具でもなく、また経営の外部の労働運動の担い手の闘争や革命の道具でもなくて、かえって経営内における労使協調的制度として機能する経営的労働者代表制度の生成と発展の歴史として把握されていることである。すなわち、こうした協調的な経営内労働者代表制度が、企業の内部状況と企業の置かれている経済的・政治的環境の変化に規定されながらも、経営共済金庫理事会として生れ、やがて労働者委員会を経て、経営協議会として成長をとげていく過程として、共同決定の生成と発展の過程が描かれているのが、本書の第3の特色である。読者は、こうした形で、共同決定の歴史的研究を企てる際の一つの分析視点を、本書から入手することができる。

本書の第4の特色は、今日の西ドイツの企業体制を特徴づけている労資共同決定制度には、(1)監査役会という企業機関における被用者代表と出資者代表との間の共同決定と、(2)企業の業務執行機関としての取締役会と企業の従業者代表機関としての経営協議会との間の共同決定の2種類のものが存在しているのであるが、本書はこのうち後者に焦点をあてて、共同決定の生成と発展を跡づ

けていることである。

五

つぎに、共同決定の歴史的研究に関してはまったくの門外漢であるわたくしが、自己の能力をも顧みず、本書を通じてさらにもっと解明されねばならない問題として感じた点を敢えて、思いつくままに述べさせてもらうことによって、本書の書評に代えさせていただくこととする。

第1点は、既述のように、経営協議会と労働者委員会との間の連続性を強調するところに本書の特色がもとめられるのであるが、他方で著者は、経営協議会法が革命を契機としてはじめて生れたものであることも見落してはならないことを強調していることとかがわかる。すなわち、革命的労兵協議会運動と体制内の労働組合運動とのまさに力と力のぶつかり合いの中で、経営協議会法が妥協の産物として誕生するわけであるが、それぞれの運動の担い手によって、経営協議会法の成立にこめられた「思い」を資料を通して鮮明に語らしめる作業が必要だと思われる。

第2点は、共同決定の生成と発展に関する歴史的研究の視点として、著者は法的側面ではなくて、時代の内的課題との有機的関連の解明、あるいは精神史的脈絡の理解を設定しているのであるが、著者のいう共同決定の制度化と共同決定の立法化との間の内面的関連、換言すれば、企業の自律的政策としての共同決定と、企業にとっては他律的な国家の社会政策としての共同決定との間の相互関係が、これまた資料を通してより一層明らかにされねばならないように思われることである。経営的社会政策と国家的社会政策との関係については、一般的には、相互排他的関係、並存的関係、および補完的關係が指摘されるのであるが、共同決定の立法化についても、企業の見地と国家の見地とのかかわり具合を、具体的資料を通して明らかにしていく作業が必要のように思われるのである。すなわち、企業に対する外の国家からの強制的要請としての立法化に先行する企業自体による自主的制度化の展開、こうした制度化のいわば

国家による社会政策への取り込みとしての立法化の展開，さらに立法化の後の段階における外からの法的強制と個々の企業の人事政策との企業自身による調整の過程，およびこれらの過程における企業の立場と国家の立場との関係が，ただたんに社会保険立法についてのみならず，労働者委員会，および経営協議会の立法化についても，資料を具体的に示す形で明らかにされる必要があるように思われる。

第3点は，企業に研究の視野を限定する場合に，著者は，企業の人事政策的課題と労働運動の高揚との拮抗関係を直接の契機として労働者委員会制度が生成したと把握しているのであるが，より一般的に経営内労働者代表制度を中核とする共同決定制度が企業において展開されていかねばならない必要性についてなかならず企業の必要性について，著者の見解を端的に開示してほしいと思われることである。私見によれば，企業の発展のためには，労働者の協力態勢が必要とされ，そのためには，さらに何らかの形で企業体制の人間化もしくは民主化，したがって著者のいう「共同決定」が企業的に必要とされる。しかもこのことは，ひとりドイツ企業のみではなく，あらゆる企業に一般的にあてはまるように思われる。したがって，ドイツの共同決定の生成のうちにも，こうした一般的必要性が看取されうるはずであるし，他方，ドイツの共同決定には，やはりドイツの特殊情況に由来する特殊ドイツ的必要性も存在しているはずである。こうした点についての著者の見解を開示していただきたい。

最後に痛感したのは，前世紀にはじまるとされるドイツ共同決定の生成を跡づけていく上で貴重な資料をできれば原文のままですべて示していただくことが可能であったならば，後の研究者にとって大変有益ではなかったかと思われることである。

以上，まったくの門外漢であるわたくしが本書を通じて感じた点を思いつまままに述べさせていただいた。非礼の程，お許しいただきたい。さらに本書を理解するにあたって，わたくしが思わざるまちがいをしているかもしれない。この点についても，著者の御寛容をお願いする次第である。

（受付日 1989年9月5日）